

両備グループ広告掲載基準ガイドライン

本ガイドラインは、付帯する両備グループの取り扱う広告媒体への掲載基準を定めるものです。

当グループの取り扱う広告媒体への広告掲載をご希望の方は、事前に本ガイドラインをご確認ください。

第1条（総則）

当グループは、広告掲載の可否について、最終的な決定権は当グループ各社に確定的に帰属しており、当グループは、本ガイドラインの掲載基準に法的に拘束されるものではなく、各社の裁量により最終的な広告可否の決定を行います。

2. 広告の掲載については、前項に基づき、当グループ各社の裁量により決定され、掲載の可否の判断についての理由開示、異議申し立ての受付等を行いません。

3. 広告の掲載の可否の判断については、次条以降の判断基準を基本とし、そのデザイン、内容等を総合考慮の上、決定いたします。

4. 広告の内容その他に関する一切の責任は広告主が負うものとし、当グループ各社が広告を掲載したことをもって、何ら法的、道義的に当該広告の正当性を保証するものではありません。

第2条（当グループ広告掲載基準）

以下の各号に該当する広告については、掲載をお断りさせていただきます。

- (1) 広告主の明らかでないものまたは責任の所在が明らかでないもの
- (2) 暴力、賭博、麻薬、売春、暴力団その他の違法行為、反社会的勢力を肯定する等公序良俗に反するもの、またはそのおそれのあるもの
- (3) 反社会的勢力を広告主とするもの
- (4) 猥褻なデザイン、表現を含み、健全なまちづくりに反するおそれのあるもの
- (5) 優良誤認表示、有利誤認表示その他景品表示法や薬機法に違反するおそれのあるもの
- (6) 法令、条例（広告規制を含む）その他公の規律に反するおそれのあるもの
- (7) 名誉毀損、侮辱、プライバシーの侵害等特定の個人を誹謗中傷するもの
- (8) 名誉毀損、営業妨害その他特定の企業、団体を誹謗中傷するもの
- (9) 人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を助長するものその他差別的な表現を含むもの
- (10) 特定の政治的または宗教的主張を含むもの
- (11) 第三者の著作権、商標権、特許権その他の知的財産権を侵害するもの、またはそのおそれのあるもの

- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制を受ける風俗営業等（但し、同法第2条第1項第5号に定めるもの（ゲームセンター）を除く）に関するもの
- (13) 貸金業法の規制を受ける貸金業に関するもの
- (14) その他当グループの経営理念、経営方針に照らし、不適切と判断したもの

第3条（各社広告掲載基準）

前条に加え、当グループの各部門、各ユニット、各社は、以下の各号に定める基準に基づき、広告掲載の可否を判断するものとします。

（1）T&T 部門で提供する広告媒体

当該部門各社の営む事業と競合する事業者の広告については掲載をお断りする場合があります。

（2）くらしづくり部門で提供する広告媒体

当該部門各社の営む事業と競合する事業者、または企業イメージにそぐわない商品・サービス等の広告については掲載をお断りする場合があります。

第4条（附則）

本ガイドラインは、広告主様、広告会社様への事前の通知や承諾なく変更または修正される場合があります。広告掲載基準については、その都度、最新版の本ガイドラインをご確認ください。

2. 本ガイドラインは、2021年8月1日から効力を有するものとします。